

生きている証・劇場（以下「証（しょう）劇場」とよぶ）利用心得

（目的）

1. この「証・劇場」の使用目的を地域福祉の向上を目指すこととし、各種研修、講演、映画上映、パブリックビューイング等に活用。また、絵画、写真、手芸等の展示あるいは軽運動を行う場とする。

（利用できない団体等や活動）

2. 次に該当する団体、個人は利用できません。
 - （1）反社会的な個人や団体
 - （2）宗教的な啓発活動を行う個人や団体
 - （3）企業の営利を目的にした物品販売等を行うこと（チャリティーバザー等は可能）
 - （4）床に直接ボールがあたる球技や縄跳び等で床に極端に荷重がかかる運動
 - （5）近所から苦情がでるほどの音や匂いが出る活動
 - （6）その他、理事長が目的に合わない判断したとき

（時間と利用料）

3. 証・劇場利用時間と利用料（全面）

（時間と利用料）

利用区分	利用時間	全面利用料
（1）午前	9：00～12：00	エアコン2千円+電灯代5百円=2,500円
（2）午後	13：00～17：00	エアコン2千円+電灯代5百円=2,500円
（3）夜間（平日のみ）	18：00～21：00	エアコン2千円+電灯代5百円=2,500円
（4）午前・午後	9：00～17：00	エアコン3千円+電灯代1千円=4,000円
（5）午後・夜間（平日のみ）	13：00～21：00	エアコン3千円+電灯代1千円=4,000円
（6）全日（平日のみ）	9：00～21：00	エアコン4千5百+電灯1千5百=6,000円

* 半面の場合は上記料金の半額 例：午前全面利用 2,500円⇒午前半面利用 1,250円

* エアコンを使用しなければ、電灯代のみ徴収 例：午前全面利用 2,500円⇒電灯代のみ 500円

* マイク、スピーカー、椅子、プロジェクター等備品使用は無料

* 展示は入場可能な時間帯のみの料金カウントを行う。

* 会費を払わない研修会、会議等に輝望会職員が参加している場合、あるいは研修会、会議等の主催者側に輝望会職員が入っている場合は無料とする。

(サイドストーリーの利用)

4. サイドストーリー（喫茶室、図書室）を会議、研修室等として単独占有使用の場合は4時間以内1,000円、4時間以上2,000円とする。（エアコン代、ガス代、電灯代、茶碗使用代等を含む）

（2）「証・劇場」と一緒に使用する場合は無料とする。

(申し込み期間)

5. 申込期間は、使用希望月の6か月前の月初めから利用希望月の前月20日までを申し込み期間とする。

例：12月10日使用希望 6月1日～11月20日までが申し込み期間

(申し込み方法)

6. 申し込みの方法

（1）輝望会本部（055-969-0225）に電話で相談しながら仮予約を行う。

（2）HP上にある様式1をプリントし必要事項を記入の上、法人本部にファックス（055-969-0226）あるいは直接持参（郵便可能）

（3）予約が完了したら、法人本部より予約完了の電話をいれる。（持参の場合はそこで確認）

（4）1週間前になったら確認電話を本部にかけていただく。

(当日の利用方法)

7. 利用方法

（1）予約時間の10分前には来所

（2）主催者は新型コロナ予防対策を行うための準備を行う。（必要 手洗い、消毒、検温）

*石鹸、消毒薬、ペーパータオル等の消耗品や体温計は借主（主催者）が用意

（3）利用料の支払い（領収書の発行）

（4）備品、機器類の取り扱い説明

（5）借主（主催者）に終了後モップ掛けを行っていただき、机、いす等は借用する前のように配置していただく。

（6）証・劇場管理者に終了の連絡をいただき、様式1の下段を記入し確認終了後退室していただく。

(注意事項)

8. 注意事項

（1）貸主の責によらないで、借主（主催者）が備品や機器類等を破損等した場合は修理代等の実費を徴収する場合がある。

（2）駐車場で事故が起きた場合は、貸主の輝望会はその責任を一切負わない。

（3）証・劇場を使ったことで感染症等が発生しても貸主の輝望会は一切責任を負わない。

（4）土日祝は貸主輝望会のスタッフは1人であるので、緊急事態が発生した場合はその範囲での対応になることを事前に承知をし、万が一の場合当日の避難誘導等は主催者が行うこと。